

4. 工学部単位認定規程

(趣旨)

第1条 学則第13条に基づく単位の認定については、工学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(認定)

第2条 単位の認定は履修登録のある授業科目について行う。

第3条 当該授業科目の授業に授業実施回数の3分の2以上出席し、かつ学業成績について合格判定を受けた学生に所定の単位を修得したことを認定する。

(評定及び判定)

第4条 学業成績の評定は評語を以て示す。評語は優・良・可及び不可とする。

2 優・良及び可の成績を合格とし、不可の成績を不合格とする。

(評定の方法)

第5条 学業成績の評定は定期試験の成績によるものとする。

2 実技・実験・実習及び演習にかかわる授業科目の学業成績の評定は平常の学習状況によることができる。

3 卒業研究の成績評定は研究論文によるものとする。

第6条 学業成績の評定に定期試験及び平常の学習状況を併せ用いることができる。

(定期試験)

第7条 定期試験は原則として筆記試験によるものとする。

2 授業の担当者は、必要に応じて口述試験を筆記試験に加え、又は筆記試験に替えることができる。

第8条 定期試験実施の時期は学期末とする。

第9条 定期試験実施の授業科目及び日時は、実施する1週間より以前に公示するものとする。

(臨時試験)

第10条 授業担当者が教育上必要と認めるときは、臨時に試験を行うことがある。

(追試験)

第11条 病気又はやむを得ない事故のため、定期試験に欠席した学生にたいして追試験を行う。

第12条 追試験を受験するものは、医師の診断書又は事故を証明するに足る書類を添付して、追試験受験願を提出しなければならない。

2 前項の受験願は、定期試験終了後7日以内に教務課へ提出しなければならない。

(再試験)

第13条 定期試験による学業成績の評定によって、不可の判定を受けた学生は、学部長に再試験の受験を願うことができる。

第14条 前条の願い出があったときは、学部長は授業担当者と協議してその同意を得たときは許可する。

第15条 再試験出願の期日及び実施の期日は、その度ごとに定める。

第16条 再試験による成績の評定は、良・可又は不可とする。

(受験料)

第17条 追試験の受験料は無料、再試験の受験料は1科目3,000円とする。

(雑則)

第18条 試験に不正行為をしたときは、当該試験期の全受験科目の履修を無効とすることができる。

第19条 学費未納により退学又は除籍された者が、学費未納期間に修得した単位は、取り消す。

附則 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。